

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業) 補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の対象経費及び補助金の交付限度額は、別表1から3のとおりとする。

(補助対象外費用)

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業に要する費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度又は県負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助額の算定方法)

第4条 別表第2欄に定める区分ごとに第3欄に定める補助単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付要綱第3条に定める地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書は、様式1のとおりとする。

(交付の決定及び通知)

第5条の2 補助金の交付の申請があったときは、補助金交付要綱第3条の2により当該申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補

助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

1 市町村又は民間事業者が補助事業を実施する場合には、次に掲げる事項を条件として付する。

(1) 補助事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

ウ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している者

(イ) 暴力団員が実質的に運営している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(2) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、沖縄県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(3) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。なお、「軽微な変更」とは、次に掲げる以外の変更をいう。

ア 交付金額の変更を伴う場合

イ 各経費区分毎の補助対象経費について10パーセントを超えて増額変更する場合

ウ 調達する物品等（単価30万円以上）の数量が増となる場合

エ 調達する物品等（単価30万円以上）の性質や使用目的を変更する場合

オ その他知事が必要と認める場合

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けな

ればならない。

(5) 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。

(6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、沖縄県知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(8) 沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(11) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式2により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

- (12) 補助事業を行う者が(1) から(11)までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- 2 市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、市町村に対し、次に掲げる事項を条件として付する。
- (1) 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (5) 市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対して、市町村が補助金を交付する場合には、次に定める条件を付さなければならない。
 - ア 市町村補助対象事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
 - (ウ) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - b 暴力団員が実質的に運営している者
 - c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - d 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - e 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

- イ 市町村補助対象事業者が市町村補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - ウ 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - エ 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。
 - オ 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - カ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - キ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - ク 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - ケ 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
 - コ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に速やかに市町村長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - サ 市町村補助対象事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (6) (5)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ沖縄県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) (5)のキにより市町村補助対象事業から財産の処分による収入の全部又

は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(8) (5)のサにより市町村補助対象事業から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(補助金の変更承認)

第7条 補助金交付要綱第4条に定める、補助金変更承認申請書は様式3のとおりとし、事業中止（廃止）承認申請書は様式4のとおりとする。

(補助事業の事前着手)

第8条 補助金交付要綱第5条第2号に定める交付決定前着手承認申請書は様式5のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助金交付要綱第6条に定める状況報告は次に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助対象事業に係る進捗状況を、翌年1月末日までに様式6により沖縄県知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付要綱第7条に定める事業実績報告は様式7のとおりとする。

(補助金の概算払)

第11条 補助金交付要綱第8条に定める補助金概算払申請書は様式8のとおりとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成27年4月1日から開始する既存事業については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成30年4月1日から開始する既存事業については、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月24日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成31年4月1日から開始する既存事業については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和3年4月1日から開始する既存事業については、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和5年4月1日から開始する既存事業については、令和5年4月1日から適用する。

別表1 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 補助単価	4 単 位	5 対象経費	
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護医療院や介護老人保健施設への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）、さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 ※開設前6月以内の経費に限る。</p>
	定員30名以上の広域型施設等		914千円	定員数	
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
	養護老人ホーム				
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
	訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）		4,580千円	施設数	
	定員29名以下の地域密着型施設等		914千円	<p>定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。</p>	
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
	小規模な介護老人保健施設				
	小規模な介護医療院				
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
	認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所					
看護小規模多機能型居宅介護事業所					
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		15,300千円			施設数
施設内保育施設（※1）		4,580千円	施設数		
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備にかかる施設開設準備経費（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）		239千円	定員数（転換前床数）		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の住居の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 					

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費

定員30名以上の広域型施設等		458千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（別表2のとおりとする）。 大規模修繕とは、次に掲げる整備内容をいう。 ①施設の一部改修 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ②施設の付帯設備の改造 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ※本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。 ※一定年数は、おおむね10年とする。
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
養護老人ホーム				
定員29名以下の地域密着型施設等		458千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円			施設数
都市型軽費老人ホーム	229千円	定員数		
小規模な養護老人ホーム	229千円	定員数		
施設内保育施設（※1）	2,290千円	施設数		

注) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、第3欄に定める補助単価に0.08を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て。）を加算する。

※1…介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

別表2 対象経費

区分	対象経費
<p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p>	<p>1、介護ロボット導入支援事業</p> <p>(1)介護ロボット機器 次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。</p> <p>i、目的要件 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること(それぞれの定義については、別添1を参照されたい。)</p> <p>ii、技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ・ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択された介護ロボット</p> <p>iii、市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>(2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。</p> <p>・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費 (配線工事 Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)</p> <p>・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)</p> <p>・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)</p> <p>※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。 ※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p> <p>ただし、以下のものは補助対象経費から除くものとする。 ア 消費税及び地方消費税 イ 初期設定費 ウ 運搬費 エ 設置工事費(介護ロボット導入によるもの) オ 保険料 カ 機器のメンテナンスに要する経費、インターネット回線使用料等の通信費等 キ 交付決定前の購入、レンタルリース、整備の契約を締結したもの ク 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費 ケ その他本事業として適当と認められない経費</p>
	<p>2、ICT導入支援事業</p> <p>タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やVISIT・CHASE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など</p> <p>※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料や</p>

リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、3. の要件を満たしていることが前提となるので留意されたい。

※3 既に一気通貫を実現できている場合は、バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

※4 運用に必要なWi-Fi ルーターなどWi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。(ただし、通信費は対象とならない)

別表3

補助対象介護ロボット	
1 移乗介護ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器 ・ロボット技術を用いて介護者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器
2 移動支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器 ・高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器
3 排泄支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ ・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器 ・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器
4 見守り・コミュニケーションロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム ・高齢者とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器
5 入浴支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器
6 介護業務支援ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

※原則として「センサー系」「知能・制御系」「駆動系」の3つの要素技術を有すること